

(定款細則)

社会福祉法人静都定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人静都（以下「法人」という。）定款第一条の規定により法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員の選任及び解任)

第2条 評議員の選任及び解任は評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから定款の定めるところにより選任する。
- 3 評議員選任・解任委員会は監事一名、事務局一名、外部員一名の計三名によって構成され、招集は理事会によって決定し理事が行う。
- 4 理事会は、評議員の任期満了の評議員会直前までに次期の評議員の候補者を選考し評議員選任・解任委員会に提案しなければならない。
- 5 評議員候補者は、就任承諾書を評議員選任・解任委員会開催までに就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会に出席した委員には1回につき3,500円を支給する。
- 7 評議員選任・解任委員会の議事録は委員の内、事務局員が議事録を作成し、出席者全員が署名又は記名押印する。

第3章 評議員会

(評議員会の位置付け)

第3条 評議員会は、法人の運営に係る重要事項の議決機関と位置付けられる。

(議決事項)

第4条 評議員会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事等の責任の免除（一部・全部）
- (3) 理事及び監事の報酬の決議
- (4) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の基準の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (6) 定款変更
- (7) 解散の決議
- (8) 合併の承認
- (9) 社会福祉充実計画の承認

(議事録)

第5条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し又は記名押印する。
- 3 定款13条の第4項において決議した場合は、意思表示に係る文書または電磁的記録については議事録と同様に保管するものとする。

第4章 役員及び職員

(理事会の位置付け)

第6条 理事会は、業務執行の決定機関と位置付け、社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者、当該社会福祉法人の施設の管理者等により構成される。

(決議事項)

第7条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 理事長の選定及び解職
- (2) 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- (3) 重要な財産の処分及び譲受
- (4) 多額の借財
- (5) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- (6) 従たる事務所及びその他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (7) 計算書類及び事業報告書等の承認
- (8) 事業計画及び収支予算の承認
- (9) その他の重要な業務執行の決定

(関係者の出席)

第8条 議長は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(中途退任)

第9条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

第5章 監事

(監事の職務)

第10条 監事は社会福祉事業について識見を有し財務管理について識見を有する者により構成される。

- 2 監事は理事の職務の執行を監査し、毎年度の決算監査は、事業報告書、財産目録

貸借対照表及び収支計算書を作成後、速やかに実施する者とする。

- 3 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

(監査報告書)

第 11 条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出するものとする。

第 6 章 情報の公開等

(財務諸表の公表等)

第 12 条 社会福祉法人は、定款、役員等の報酬基準、各年度に係る計算書類、監事監査報告書、事業報告書、現況報告書を主たる事務所に備え置きこれを閲覧に供しなおインターネットで公表しなければならない。

第 7 章 事務の専決

(事務の専決)

第 13 条 理事長又は施設長が専決することのできる事項は、別表 1 のとおりとする。

(専決の報告)

第 14 条 理事長又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

(変更等)

第 15 条 この細則を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。